

議案第2号

鳥取県立高等学校通信教育規則の一部改正について

鳥取県立高等学校通信教育規則の一部改正について、別紙のとおり議決を求めます。

令和元年12月20日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

鳥取県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校通信教育規則（昭和52年鳥取県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
様式第3号（第13条の2、第14条―第16条関係）		様式第3号（第13条の2、第14条―第16条関係）	
編	再	編	再
転		転	
通信制課程入学志願書		通信制課程入学志願書	
略		略	
備考 1 <u>「性別」欄及び「理由」欄は、編入学、転入学又は再入学の場合のみ記載すること。</u>		備考 1 「理由」欄は、編入学、転入学又は再入学の場合のみ記載すること。	
2 略		2 略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。